

令和5年度青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、市内の障がい者の福祉的就労の安定及び雇用の促進を図ることを目的に、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定める。

2 調達方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、市長の事務部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び公営企業の事務部局が発注する物品等の調達とする。

3 調達方針の担当部署

本方針の担当部署は、福祉部障がい者支援課とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次に掲げる施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設に限る。）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次に掲げる要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者
自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業支援団体
在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

(1) 物品の品目は次のとおりとする。

事務用品・書籍、食料品・飲料品、衣類、日用雑貨、ギフト・インテリア用品、防災用品、その他の物品

(2) 役務の品目は次のとおりとする。

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、配達・仕分け、リサイクル、その他のサービス・役務

6 物品等の調達目標

令和5年度は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を考慮した上で調達可能案件を掘り起こすなどし、令和4年度調達実績を上回ることを目標とする。

7 物品等の調達に関する基本的な考え方

(1) 全庁的な取組の推進

障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、これまで障害者就労施設等からの調達実績のある印刷、クリーニング等について引き続き積極的な調達を行うとともに、障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。

さらに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする。

(2) 他の施策等との調整

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に当たっては、国や本市における他の施策との調和を図るものとする。

8 調達に当たっての留意事項

(1) 随意契約の活用等

障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、青森市財務規則（平成17年規則第63号）など関係規定に従い、随意契約を活用した優先的な調達を行うものとする。

(2) 調達に際しての配慮等

物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

(3) 調達に係る進捗状況の確認及び取組事例等の周知

ア 障がい者支援課は、上半期における各部局等の調達実績を取りまとめを行

うものとし、各部局等においては下半期の調達に反映させること等により、調達目標の着実な達成に努めるものとする。

イ 障がい者支援課は、調達の検討に当たり参考となる取組事例等を各部局等に周知する。

(4) 物品等に関する情報提供

障がい者支援課は、障害者就労施設等の名称、所在地、提供可能な物品等の情報を収集・更新するとともに、リスト化して各部局等へ周知するものとする。

(5) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について配慮することとする。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、企画等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(6) 指定管理者等への取組

本市の公の施設の管理運営を行う指定管理者、本市の業務を担う公共サービス外部化制度導入業務受託者及び市が資本金等を出資している法人に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、障害者優先調達推進法の趣旨を理解いただくよう、周知に努めるものとする。

9 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

本市では、市内の障がい者の雇用の促進を図ることを目的に、障がい者雇用に積極的な企業から物品等を優先して調達する取組みを実施しており、この取組みを継続して実施することにより、障がい者の就業促進に努めるものとする。

10 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定し、又は見直しをしたときは、本市ホームページ等により公表する。

(2) 障がい者支援課は、調達実績について、当該年度の終了後速やかに概要を取りまとめ、本市ホームページ等により公表する。

11 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から実施する。